

# 東日本大震災に伴う各種被災者支援制度について

## 【被災者生活再建支援金】（国の制度）

**対象** ○住宅が全壊した世帯 ○住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ○災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ○住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

※「一部損壊」や「半壊」は対象となりません。

**支給額** 基礎支援金と加算支援金の合計額

**基礎支援金**（住宅の被害程度に応じて）

住宅の被害程度	全壊 半壊+解体	大規模半壊
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

**加算支援金**（住宅の再建方法に応じて）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

※（ ）内は単身世帯3/4額

**申請者** 世帯主

**必要書類**

**基礎支援金** ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②り災証明書 ③住民票（または外国人登録済証明書） ④預金通帳の写し（世帯主の口座名義のもの） ⑤解体証明書（半壊解体・敷地被害解体した世帯のみ）

**加算支援金** ①住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し

**申請期間**

**基礎支援金** / 災害発生日から13か月 **加算支援金** / 災害発生日から37か月

※支給の決定等は被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が行います。

## 【災害弔慰金・災害障害見舞金】（国の制度）

**対象被害及び支給額**

**災害弔慰金** ①生計維持者が死亡した場合/500万円 ②その他の者が死亡した場合/250万円

**災害障害見舞金** ①災害により生計維持者が重度の障害を受けた場合/250万円

②その他の者が重度の障害を受けた場合/125万円

## 【災害援護資金の貸付】（国の制度）

**対象** 負傷又は住居、家財に被害を受けた者

**支給額**

	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
家財の1/3以上の損害	250万円	150万円
半壊	270万円(350万円)	170万円(250万円)
全壊	350万円	250万円(350万円)
住居全体が滅失、流失	350万円	

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額  
※貸付限度額は350万円

**所得制限**

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
※世帯の住居が滅失した場合	1,270万円

へ次ページにつづく

**利率** 年3% (据置期間中は無利子)

**据置期間** 3年

**償還期間** 10年 (据置期間を含む)

**償還方法** 年賦又は半年賦 (元利均等償還)

**申請者** 世帯主

**必要書類** ①災害援護資金借入申込書 ②所得証明書 ③医師の診断書 (世帯主負傷の場合のみ)  
④災害援護資金借用書、借受人及び保証人の印鑑証明書 (貸付決定後)

**申請期間** 被災した日の翌月から3か月

### 【茨城県災害見舞金】 (県の制度)

#### 対象被害及び支給額

半壊 / 3万円

※災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の対象となる死亡、重度障害、全壊及び大規模半壊は対象外。半壊の場合にのみ支給

**必要書類** 茨城県災害見舞金請求書

### 【城里町災害見舞金】 (町の制度)

**対象** ○住家の全壊等または半壊等の災害を受けた方 (り災者)  
○災害が直接の原因で負傷した方、または死亡した方の遺族

#### 支給額

区 分	金 額
死 亡	50,000円
全治3箇月以上の入院加療を要する負傷	30,000円
全治1箇月以上3箇月未満の入院加療を要する負傷	20,000円
全治1週間以上1箇月未満の入院加療を要する負傷	10,000円
住家の全壊等	1人世帯20,000円 1人増すごとに10,000円
住家の半壊等及び床上浸水	1人世帯10,000円 1人増すごとに5,000円

※災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法と併給可

**必要書類** ①災害見舞金 (弔慰金) 申請書 ②り災証明書  
③医師の診断書または証明書 (負傷の場合) ④預金通帳の写し

**申請期間** 災害発生日から3か月

**申請先・問合せ** / 健康福祉課 (常北保健福祉センター内) ☎029 - 240 - 6550

### 母子寡婦福祉貸付金について

～東日本大震災により被災された方には、母子寡婦福祉資金について次のことが対象になる場合があります～

現在、母子寡婦福祉貸付を受けている方で、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、保証人が償還できる場合を除き、申請することで1年以内の支払い猶予期間を設けられる場合がありますのでご相談ください。

また、災害により住宅が全壊・半壊・流失等の被害を受けた方について、被災後1年以内に住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の貸付を受ける場合、償還までの据置期間が、2年の範囲内で延長されることがあります。

**問合せ** ●福祉相談センター 地域福祉課 ☎029 - 226 - 1513  
●役場健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550

## 【生活福祉資金・福祉資金の貸付】(国の制度)

**種別** ①災害援護資金(被災した家財の購入、主たる生計手段となる田畑・倉庫の復旧経費など)  
②住宅改修費(被災した住宅の屋根、壁、窓ガラスなど)

**貸付限度額** ①150万円 ②250万円

**対象** ○低所得世帯(町民税非課税世帯程度の収入の世帯) ○障害者世帯(障害者の属する世帯)  
○高齢者世帯(65歳以上の日常的に介護を要する高齢者がいる世帯)  
※衣服の着脱、食事、排泄、入浴、歩行などを自身で行うことが困難な方

**償還期限** 7年 **措置期間** 6か月 **利率** 連帯保証人あり/無利子 連帯保証人なし/1.5%

## 【緊急小口資金の貸付】(国の制度)

**貸付限度額** 10万円(※状況により20万円まで可能となる場合あり)

**対象** 平成23年3月11日の震災により被災された世帯

**償還期限** 2年 **措置期間** 1年 **利率** 無利子(期限後は延滞利息10.75%)

※支給の決定等は茨城県社会福祉協議会が行います。

\*\*\*\*\*

**申請先・問合せ** / 城里町社会福祉協議会(常北保健福祉センター2階) ☎029-288-7013

\*\*\*\*\*

## 城里町への義援金を受け付けています

城里町では、東日本大震災にかかる義援金に関する受付窓口を開設しています。この義援金は、町が行う災害復旧対策・復興事業に充てられます。義援金は、寄付金控除の対象となります。

**受付窓口** ①持参する場合/役場会計課窓口(コミュニティセンター城里1階)  
②常陽銀行窓口 ※手数料無料(ATMによる振込みは手数料がかかります。)  
振込先 常陽銀行 石塚支店 普通 1394026  
城里町災害義援金(シロサトマチサイガイギエンキン)

**問合せ** 総務課 ☎029-288-3111(内線214)

## 日本赤十字社「東日本大震災義援金」の受け付け

日本赤十字社では、今回の震災で被災された方々への義援金を受け付けています。この義援金は、今後被災県で設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会で定める配分基準により被災された方々に届けられます。義援金は、寄付金控除の対象となります。

**義援金名称** 「東日本大震災義援金」

**受付期間** 9月30日(金)まで

**受付窓口**

①郵便振替(郵便局) ※振替手数料免除

口座記号番号: 00140-8-507

口座加入者名: 日本赤十字社 東日本大震災義援金

※窓口で受け取る半券(受領証)は、免税証明として利用できますので、大切に保管してください。

②銀行振込 ※窓口振込については手数料無料の専用振込用紙があります

・常陽銀行 本店営業部 普通 89731 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

・筑波銀行 県庁支店 普通 1091422 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

・茨城県信用組合 県庁前支店 普通 7537773 日本赤十字社茨城県支部 支部長 橋本 昌

③クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによる協力

日本赤十字社ホームページから手続きができます。寄付金額は2,000円以上から受け付けます。

④持参する場合/日本赤十字社茨城県支部窓口、城里町分区(役場健康福祉課)窓口

**問合せ** 日本赤十字社 茨城県支部 経営課 ☎029-241-4516

役場健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550